



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料
(コメントに対する回答について)

2022年3月18日

中部電力株式会社

【コメントNo.21】

「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設」とは具体的に何か。また、減容機で圧縮減容する主語を廃棄物管理課長のままとしていることについて説明すること。

【コメントNo.27】

圧縮減容する場合に使用する減容機の設置箇所について具体的に説明すること。

【回答】

「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設」とは、放射性固体廃棄物を減容処理するための可燃性雑固体廃棄物焼却炉・可燃性固体廃棄物焼却炉(以下、「焼却炉」。) 、雑固体廃棄物熔融炉(以下、「熔融炉」) 、固化装置およびサイトバンカです。

圧縮減容する場合に使用する減容機は、共用施設として廃棄物減容処理装置建屋ではなく1号機に設置しています。

廃棄物管理課長が実施していた、焼却炉、熔融炉、固化装置による減容処理およびサイトバンカに関する運転操作は、火災などへのリスク対応も含めた施設の運転に関する業務として、交替勤務（24時間体制）で行う発電指令課長の職務として定めます。

一方、減容機を使用した減容処理は、不燃性固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫へ保管する場合に廃棄物の嵩を減少させる放射性固体廃棄物の管理業務として、引き続き廃棄物管理課長の職務として定めます。

